

奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備
基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

石川県健康福祉部奥能登地域医療対策室

目 次

1	趣 旨.....	1
2	業務の概要.....	1
3	参加資格.....	1
4	交付資料等.....	2
5	プロポーザルの前提条件.....	3
6	スケジュール.....	3
7	参加申込.....	3
8	提案書.....	4
9	質問及び回答.....	4
10	審査及び選定.....	5
11	注意事項.....	7
12	担当部局.....	7

1 趣 旨

奥能登新病院（仮称）の建設及びサテライト医療機関の整備に向けた基本構想策定支援業務について、事業者による業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 委託業務の内容

「奥能登公立4病院機能強化の大きな方向性」（交付資料3-1）、奥能登公立4病院機能強化検討会（令和6～8年度）及び部門別の分科会での協議内容、石川県地域医療構想、第8次石川県医療計画を踏まえ、具体的な医療機能のあり方や施設整備の方向性（規模を含む）など、奥能登新病院（仮称）の建設及び奥能登公立4病院（市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院）のサテライト化に係る施設・設備整備に向けた基本構想を策定するために必要な業務を行うものとする。

なお、基本構想は今後実施する基本計画策定の基礎となることを踏まえ、合理的かつ明確な論理構成によりとりまとめることとする。また、基本設計策定のため、設計と条件を盛り込むこととする。

業務内容の詳細は別添「奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備 基本構想策定支援業務委託 仕様書」による。

(4) 予算額

20,000,000円

（消費税をはじめ基本構想策定支援にかかる必要な一切の経費を含む。）

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められる者であること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加申込の提出時までに石川県の競争入札参加者資格の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、プレゼンテーション実施日までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、下記URLを参照。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/index.html>

- (3) プレゼンテーション実施日において、石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者が雇用されており、当該有資格者を本業務の統括責任者又は主任担当者（以下「統括責任者等」という。）に配置できること。当該有資格者を統括責任者等に配置できない場合は、実務担当者として有資格者を配置することとし、業務の実施体制を確保すること。
- (5) 一般病床が 200 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備基本構想又は整備基本計画の策定支援業務等を受託し、かつ、履行した実績を 3 件以上有する者であること。
- (6) 統括責任者には、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、一般病床数 200 床以上の病院に関する、本業務と類似業務等の経験を有する者を配置すること。
- (7) 主任担当者には、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、本業務と類似業務等の経験を有する者を配置すること。
- (8) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (9) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て
- (10) 法人税、県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

4 交付資料等

(1) 交付資料

- 1 奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
- 2 奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務委託仕様書
- 3-1 奥能登公立 4 病院機能強化の大きな方向性
- 3-2 基本構想構成イメージ
- 3-3 基本構想に係る基本情報
- 4 参加申込書の表紙（別紙 1）、提案者概要（別紙 2）、業務受託実績①（別紙 3-1）、業務受託実績②（別紙 3-2）
- 5 提案書の表紙（様式 1）、提案者実施体制（様式 2-1）、統括責任者の実績（様式 2-2）、提案書（様式 3）
- 6 質問書

(2) 交付期間

書面による交付は、公告の日から令和 8 年 6 月 26 日（金）まで

（ただし、石川県の休日を守る条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 交付場所・方法

下記2つの方法により交付する。

ア 書面による交付

「12 担当部局」にて書面により交付する。

イ 電磁的方法による交付

石川県健康福祉部奥能登地域医療対策室ホームページに掲載し、ダウンロードする方法により交付する。<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/okunotoiryuu/index.html>

5 プロポーザルの前提条件

(1) 建設地

能登空港周辺（交付資料3-3を参照すること）

(2) 病床数

150～200床程度（石川県医療計画上、上限の数値）

(3) 奥能登公立4病院機能強化の大きな方向性

交付資料3-1を参照すること。

(4) 能登北部医療圏の状況や医療の動向を踏まえた、新病院及びサテライト医療機関の医療機能の方向性

交付資料3-3を参照すること。

6 スケジュール

・参加申込の受付期間	公告の日から令和8年6月26日（金）まで
・質問書の受付期間	公告の日から令和8年6月26日（金）まで
・参加資格の確認結果通知	令和8年7月1日（水）
・質問書への回答	令和8年7月8日（水）
・提案書の受付期間	公告の日から令和8年7月22日（水）まで
・審査委員会（提案書のプレゼンテーション）	別途指示
・審査結果の通知	審査委員会終了後、速やかに通知
・委託契約の締結	業務委託候補者との協議が整い次第
・業務の完了	令和9年3月31日（水）

7 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「3 参加資格」を満たす者であることの確認を受けるため、次のアからカの書類をA4サイズで提出すること。

- ア 参加申込書の表紙（別紙1）
- イ 提案者概要（別紙2）
- ウ 業務受託実績①（別紙3-1）
- エ 業務受託実績②（別紙3-2）
- オ 法人の登記簿謄本の写し（本プロポーザルに係る公告日以降のもの）

カ 法人税、県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

(2) 提出期間

公告の日から令和8年6月26日(金)午後5時まで

(3) 提出先

12の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期間内の必着とする。)により提出すること。

(5) 参加資格の確認結果通知

確認結果は、令和8年7月1日(水)までに電話にて連絡するとともに、電子メールにより通知する。

8 提案書

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を認められた者は、次のアからウの書類をA4サイズ、エ及びオの書類をA3サイズ・横書き、左綴じで、提案書として20部提出すること。

ア 提案書の表紙 (様式1)

イ 提案者実施体制 (様式2-1)

ウ 統括責任者の実績 (様式2-2)

エ 提案書 (様式3)

オ 費用積算 (任意様式)

(2) 提出期間

公告の日から令和8年7月22日(水)午後5時まで

(3) 提出先

12の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期間内の必着とする。)により提出すること。

9 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質疑のある事業者は、交付資料6「質問書」に質問内容を記入し、事前連絡(076-225-1960)のうえ、電子メールにより「12 担当部局」へ提出する。なお、件名は、「基本構想策定支援のプロポーザルに関する質問(会社名)(質問日)」とする。(審査の内容に関係しない簡易な質問内容を除き、電話、又は口頭による質問は受け付けない。)

(2) 質問書の受付期間

公告の日から令和8年6月26日(金)まで

(ただし、県の休日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 回答

回答はプロポーザル参加者全員に令和8年7月8日（水）までに、電子メールで行う。

10 審査及び選定

(1) 審査方法

奥能登新病院（仮称）及びサテライト医療機関整備基本構想プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、各提案書等について書類審査及びプレゼンテーション審査（質疑応答を含む。）を実施し、委託候補者を選定する。

委託候補者の選定にあたっては、県が提示する「奥能登公立4病院機能強化の大きな方向性」（交付資料3-1）及び「基本構想に係る基本情報」（交付資料3-3）などの個々の項目を新病院の建設において実現するために、事業者がどのような企画を提案できる能力があるのか、また、県が基本構想を策定するに当たり、事業者は具体的にどのような調査・分析を行うことができるのか、さらには、こうしたことを進めるために、事業者はどのような組織体制で臨めるのかなどについて審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

- ①提案内容についてプレゼンテーションを行う。
- ②プレゼンテーションは、受注した場合に、業務を主として担当する者が出席すること。
- ③実施日時や場所については、提案者ごとに追って通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

- ①審査会において、次の審査項目により評価を行う。

なお、本評価の合計点は100点とする。

審査項目		評価基準	確認様式	評価点
業務実績 ・ 実施体制	事業所の規模、専門性	（医療に関する知見を有するなど、）本事業を遂行できる人員体制が、確立されているか	様式2-1	5
	業務実績	同種・類似業務の過去の実績は十分か	様式2-2	5
基本構想	事業推進体制	統括責任者、主任担当者及び実務担当者の適正な人員・業務の実施体制が確保されているか	様式2-1 様式2-2	15
		外部環境（将来の人口動態や医療需要）及び内部環境（財務諸表やDPC内部データ等）に係る分析が明瞭か	様式3	10
		新病院及びサテライト医療機関整備のコンセプト・主な機能の作成について、具体化の方法、内容等が妥当であるか	様式3	15
	独自提案	独自提案があり、本業務の効果を高めるような内	様式3	10

		容か		
	プレゼンテーション	業務に取り組む意欲が高く、熱意が感じられるか	プレゼン	5
		わかりやすく、説得力のある提案であるか、質疑への応答は適切であるか	プレゼン	5
工程評価	業務工程の妥当性	提案の業務の全体計画（作業スケジュール）は実現可能か、作業が効率的・効果的に実施されるか	様式3	10
価格評価	価格の妥当性	企画提案書と見積内容の整合性が取れており、価格が妥当なものであるか	任意様式	5
合計				100

②企画提案内容に関する審査では、各審査項目において下記5段階により評価・採点を行う

評価段階	評価	採点
A	極めて評価が高い、非常に有効である	評価点×1
B	評価が高い、有効である	評価点×3/4
C	普通	評価点×1/2
D	やや評価が低い、あまり有効ではない	評価点×1/4
E	評価が低い、有効ではない	評価点×0

(4) 選定方法

- ①各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- ②上記①により、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- ③プレゼンテーション審査は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記①及び②により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。
- ④複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとする。
- ⑤受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。
- ⑥受託候補者の特定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しない。

(5) 審査結果

審査結果は、審査終了後2週間以内に書面により通知する。非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない）以内に書面により、説明を求められることができる。なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌

日から起算して10日以内に、書面により行う。

また、審査結果について、石川県ホームページにおいて公表する。

(6) 留意事項

プレゼンテーションに係る費用は提案者の負担とする。

11 注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 参加申込書や提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (3) 参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効となることがある。
 - ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ②作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑥虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書や提案書は、返却の希望のある者についてのみ返送する。
- (6) 提出されたすべての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
- (7) 業者による参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び削除は、原則として認めない。
- (8) 委託契約額は、提出された見積額がそのまま採用されるのではなく、委託候補者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。
- (9) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、及びその関係法令、並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則、石川県営病院の財務に関する特例を定める規則、及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
- (10) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で、「12 担当部局」に届け出ること。（様式は任意）

12 担当部局

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎9階）

石川県健康福祉部奥能登地域医療対策室

電話番号 076-225-1960

E-Mail e150990@pref.ishikawa.lg.jp

※添付ファイルは最大10MBまで受信可能